**６　犯罪被害者の支援**

**（１）犯罪被害者の支援に対する法律改正・制度創設の経緯の認識の必要性**

　犯罪被害者の支援の必要性が社会的に認識されたのは、20世紀が終わろうとしているころのことであり、その認識に基づく法改正や制度の創設に関しては今世紀に入ってからのことである。それ以前は、被害者が知らない間に加害者が逮捕・起訴され刑事裁判も終了していたということすら珍しくない状況であった。被害者支援の本来あるべき姿、今後の被害者支援を考えていくためには、被害者の問題が古くからある新しい問題であり、発展途上の分野であることの認識とこれまでの法改正・制度創設の経緯に対する理解が重要である。

**①　犯罪被害者保護二法**

2000（平成12）年に｢刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律｣が成立し、証人尋問の際の、証人への付添い、ビデオリンク方式による証人尋問等(刑事訴訟法第157条の2～４等)、被害者等による被害に関する心情その他の意見の陳述(同法第292条の2)の各制度が創設され、性犯罪の告訴期間が撤廃された（同法第235条第1項)。同時に「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」が成立し、裁判長は､被害者等が傍聴できるように配意しなければならないとされ（同法第2条）、目的に限定があるものの､公判係属中であっても､訴訟記録の閲覧・謄写が認められることになった（同法第3条）。さらに民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解の手続きが創設された(同法第4条～第7条）。

**②　2008（平成20）年から施行されている制度**

故意の犯罪行為により人を死傷させた罪あるいは刑法176条から178条等の罪名に制限はあるが、被害者等若しくは法定代理人が被告事件の手続に参加し、被告人や情状証人に質問し、最終意見陳述もできるようになり（被害者参加制度、刑事訴訟法316条の33から39）、これにあわせて公判記録の閲覧及び謄写の要件が緩和され、被告人及び共犯者により、継続的あるいは反復して行われた同種余罪の事件の被害者についても、損害賠償請求権の行使のために、公判記録の閲覧・謄写を認める規定が新たに設けられ、国選被害者参加弁護士制度も創設された。また、公開の法廷における性犯罪等の被害者の氏名等の秘匿（刑事訴訟法290条の2）、証拠開示の際における被害者特定事項の秘匿（同法299条の3）の規定も設けられた。

重大犯罪の故意犯に限られているが、刑事被告事件の被害者等が訴因で特定された事実を原因とする不法行為に基づく損害賠償請求を、刑事被告事件を担当する裁判所に提起し、当該裁判所が刑事事件の証拠を流用して損害賠償の可否及び額を審理決定する制度も創設された（損害賠償命令制度）。

少年事件に関しては、殺人など重大事件の少年審判に被害者や遺族の傍聴を認める改正少年法が施行され、民事訴訟に関しては、刑事訴訟法において認められてきた証人尋問における付添人・遮へい措置・ビデオリンク方式による尋問の各制度が証人尋問及び当事者尋問においても導入されることになった（民事訴訟法203条の2及び3、同法204条）。

**③　被害者に対する情報提供**

被害者連絡実施要領が1996（平成8）年に制定され、身体犯・ひき逃げ事件の被害者等に対して、警察から捜査状況（被疑者検挙まで）、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況などの情報提供がされるようになった（被害者連絡制度）。1999（平成11）年から、検察庁が、被害者の希望により、被害者に対し事件の処分結果、公判期日、裁判結果、判決確定後の被告人に関する事項等を通知する制度も行われている（被害者通知制度）。加害者情報を被害者に知らせる制度として、2007（平成19）年12月1日から、成人の加害者については、保護観察官を通じて、被害者の心情を加害者に伝えたりする制度が、加害少年については、少年院に送られた少年の居場所や退院の時期を知らせる制度が始まっている。

**（２）今後の課題について**

**①　強姦罪など性的な犯罪に関連して**

**（ア）強姦罪の見直し**

2014（平成26）年10月に法務省内に、性犯罪の罰則に関する検討会が設置され、日弁連から推薦された2名の会員のうち1名の会員については両性の平等に関する委員会と犯罪被害者委員会がバックアップを行ってきたが、2015年（平成27）8月6日に「性犯罪の罰則に関する検討会」取りまとめ報告書が公表され、これを受けて、今後とも、性犯罪をめぐる課題について真摯に取り組んでいく旨の日弁連会長談話もその翌日に出されている。

**（イ）裁判員候補者の選定における検察官の不選任請求**

強姦致傷などの性犯罪も裁判員裁判の対象となっている。裁判員には守秘義務が課せられているとはいえ、性被害者にとって被害者特定情報が自分の生活圏内にいる裁判員に知られることは絶対に避けたいことである。そのため、最高検の通達により、被害者に裁判員候補者名簿を示した上で知り合いがいれば「不公正な裁判をするおそれがある」として不選任を求め、これに該当しない場合でも被害者と同じ地域や団体に属する裁判員候補者については検察官が理由を示さずに不選任請求することができる4名の枠を使用して不選任請求をしていくこととしている。ただ必ずしも検察官がこの運用を熟知している訳ではないので、被害者の支援に携わる弁護士から検察官に適切な時機に申し入れをする必要がある。

**（ウ）ワンストップ支援センター**

海外における「ワンストップセンター」とは、事件直後の性暴力被害者が医師の診療・性病等の検査だけでなく、被害者の身体からの証拠採取や、警察官による供述録取、心理的ケアなどを１か所（ワンストップ）で受けることのできる性暴力被害者の総合ケア拠点を指すことが多い。警察官による供述録取はビデオ録画され刑事裁判において証拠として利用されるため、被害者が繰り返し被害状況を説明する必要が無く、二次被害を最小限に止めることができると言われている。東弁・犯罪被害者支援委員会は、2010（平成22）年に、子どもの権利委員会及び両性の平等に関する委員会の委員も加えた会員14名で韓国の①ポラメ病院内ワンストップセンター、②ひまわり児童センター、③性暴力相談所民友会、④法務部位置追跡（ＧＰＳ）管制センターなどを視察している。

日本では、「ワンストップ支援センター」という名称で、警察官が常駐しないものの、被害者がそこへ行けば必要十分な支援を受けることができる、ないし、必要十分な支援へつながる連携体制が整ったセンターという形で普及しつつある。日弁連は、2013（平成25）年4月18日、 国に対して、地方公共団体と協同して、総合病院内に拠点を有する「病院拠点型」のワンストップ支援センターを都道府県に最低１か所、それと併せて「相談センター拠点型」及び「相談センターを中心とした連携型」のワンストップ支援センターを含め、女性20万人につき1か所の割合でワンストップ支援センターを設置し、全面的に財政的支援をすべきであるとする意見書を提出しており、2014（平成26）年度に内閣府に調査目的とはいえ、予算が付き全国6カ所のワンストップ支援センターに対して助成金が支払われている。全国的に見ると、2015（平成27）年8月28日現在で、全国で、病院拠点型のワンストップ支援センターは11箇所、相談センター拠点型は11箇所設立され、徐々にではあるが増えていっている状況にある。東京には1983（昭和58）年に東京・強姦救援センターが設立された後、2012（平成24）年にレイプクライシスセンターつぼみと性暴力救援センター東京が設立されたが、基本的にボランティアの民間団体であり、十分な公的な支援の必要性を訴えていく必要がある。

**②　経済的支援の必要性**

　被害者や遺族に対する経済的支援については、損害の補償や弁護士費用等の負担を公費で行うべきとの観点から政府の犯罪被害者等施策推進会議において協議されてきたが、従前からある犯罪被害者等給付金の最高額を引き上げるだけで、根本的な解決はなされていない。犯罪被害者等給付金の制度だけでは、被害者や遺族に対する経済的支援としては不十分であり、引き続き、経済的支援の必要性について訴えていく必要がある。

**③　被害者庁の創設**

現在、日弁連被害者支援委員会においては、被害者庁創設の必要性を訴えている。2014（平成26）年9月には、ノルウェーの暴力犯罪補償庁、市民庁、スウェーデンの被害者庁などを視察している。また、2015（平成27）年10月30日には、東京三会と協賛して、ノルウェーの暴力犯罪補償庁の長官と広報官を招いて被害者庁創設に向けたシンポジウムを開催している。いずれの国も、犯罪により死亡または障害を負った被害者に関しては、加害者に対する損害賠償について、国が被害者に支払った後に、国が加害者に対して求償していく制度を採用している。両国とも付帯私訴の国であるが、重大犯罪による被害者については、資力に関係なく弁護士費用も国が負担する制度になっている。そして、これらの補償や弁護士費用の支出、加害者に対する求償権行使に加え、被害者の精神的支援などを行っているのが、被害者庁である。

被害者庁設立や被害者に対する新たな補償制度の創設については、まだまだこれからの議論であるが、それだけに我々が参加していくことにより、10年後の日本の被害者支援を形作っていくことができる可能性が十分に存在する。